

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録情報の公表に係る事業
を実施する者の公募について

平成29年 4月21日
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録情報の公表に係る事業を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録情報の公表に係る事業

(2) 事業目的

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された民間賃貸住宅に係る情報について、住宅確保要配慮者が容易にアクセスできる環境を整備することで、入居の円滑化を図ることが必要である。

本事業は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録情報について、インターネット上において、住宅確保要配慮者が閲覧・検索しやすく、地方公共団体が登録しやすく、また、宅建業者にとっても情報を更新しやすいシステムの構築等による情報提供を行う。

(3) 事業内容

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年4月19日成立)により創設される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録情報について、インターネット上における公表システムの構築等による情報提供を行う。

- ① 事業者が登録申請書の作成に用いる、登録申請書作成プログラム
- ② 登録先の地方公共団体の承認により、申請書データの転送を行うシステム
- ③ 申請書データについて、住宅確保用配慮者等が容易に閲覧・検索できるシステム
- ④ 宅建業者が物件情報を容易に更新できるシステム
- ⑤ 他の住宅情報サイトとの情報提供・共有が可能なシステム

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成29年5月下旬 ～ 平成30年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅確保要配慮者が閲覧・検索しやすく、地方公共団体が登録しやすく、また、宅建業者にとっても情報を更新しやすいインターネットを利用した情報提供システムを構築するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 担当：横田、宮澤
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-844、39-846)
- ④F A X 03-5253-1628
- ⑤電子mail yokota-y2hr@mlit.go.jp、miyazawa-s2jx@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成29年4月21日(金)から平成29年5月15日(月)
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成29年5月15日(月) 18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」

「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力5メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。